

[参考1：税務署等が開催する説明会の日程]

- 消費税軽減税率制度説明会の開催予定一覧【国税庁】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu//06.htm>

[参考2：国の相談窓口]

- 軽減税率制度の内容に関する相談【国税庁】

- ・ 消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）

0570-030-456（ナビダイヤル）

（受付時間）9:00～17:00（土・日・祝除く）

- ・ 最寄り（又は所轄）の税務署（電話相談センター）

※音声ガイダンスに沿って「3」を選択

（受付時間）8:30～17:00（土・日・祝除く）

※ 税務署の電話番号につきましては、国税庁ホームページで確認できます。

国税庁ホームページ：<https://www.nta.go.jp/>

- レジ導入・システム改修等の支援に関する相談【軽減税率対策補助金事務局】

軽減税率対策補助金事務局コールセンター

0570-081-222（ナビダイヤル）

03-6627-1317（IP電話用）

（受付時間）9:00～17:00（土・日・祝除く）

- 消費税の転嫁等に関する相談や軽減税率制度の概要に関する問合せ【内閣府】

消費税価格転嫁等総合相談センター

0570-200-123（ナビダイヤル）

（受付時間）9:00～17:00（土・日・祝除く）

[軽減税率制度関係の政府特設サイト]

- ・ 特集-消費税の軽減税率制度【政府広報オンライン】

https://www.gov-online.go.jp/tokusyu/keigen_zeiritsu/index.html

- ・ 消費税の軽減税率制度について【国税庁】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu//index.htm>

- ・ 軽減税率対策補助金【軽減税率対策補助金事務局】

<http://kzt-hojo.jp/>

(2) 会員事業者に対する広報資料の配布

軽減税率制度の内容及び中小企業・小規模事業者等の皆様に対する支援措置に関する周知・広報のため、会員事業者の皆様に対して、関係府省庁が作成した各種パンフレット等の広報資料の配布にご協力をお願いいたします。

なお、各種パンフレット等の広報資料につきましては、税務署で用意いたしますので、税務署へ必要部数を申し出ください。

[参考]

- ・ リーフレット「平成31年（2019年）10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます」（別紙）【国税庁】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu//pdf/05.pdf>